新 旧 対 照 表

新(改正案)	旧(現行)					
福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱	福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱					
第1条~第16条 (略)	第1条~第16条 (略)					
附則	附則					
(略)	(昭)					
<u>附 則</u>						
この要綱は、令和7年10月1日から施行し、令和7年度の補助金から適用						
<u>する。</u>						

別表1

(1) 医療関連事業

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
が ん 患	(略)	(略)	500千円	(略)
者、糖尿				
病患者等				
に係る医				
科歯科連				
携研修会				
支援事業				
魅力的な	(略)	臨床研修病院の相互乗	(1)について	(1) につ
臨床研修		り入れの推進や研修内	2,100円/人・	いて

別表1

(1) 医療関連事業

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
が ん 患	(略)	(略)	500_千円	(略)
者、糖尿				
病患者等				
に係る医				
科歯科連				
携研修会				
支援事業				
魅力的な	(略)	臨床研修病院の相互乗	(1)について	(1) につ
臨床研修		り入れの推進や研修内	2,100円/人·	いて

	新(改正案)			旧(現行)					
プログラ	容のさらなる充実化を	日	10/10以		プログラ		容のさらなる充実化を	日	10/10以
ム作成事	図るために必要な次の	ただし、研修	内		ム作成事		図るために必要な次の	ただし、研修	内
業	経費	医1人につき			業		経費	医1人につき	
		120日分を上	(2) につ					120日分を上	(2) につ
	(1) 臨床研修病院間の	限とする。	いて				(1) 臨床研修病院間の	限とする。	いて
	相互乗り入れによる研		2/3以内				相互乗り入れによる研		2/3以内
	修を推進するため、研	(2)について					修を推進するため、研	(2)について	
	修医が <u>地域研修又は</u> 県	5,000千円	(3) につ				修医が県	5,000千円	
	内の協力病院(<u>いて</u>				内の協力病院(<u>当該協</u>		
		<u>(3) について</u>	10/10以				<u>力病院も</u> 基幹型臨床研		
	修病院及び大学病院で	100千円/臨	<u>内</u>				修病院及び大学病院で		_
	ある場合に限る。)で研	床研修医1名					ある場合に限る。) で研		
	修するための宿舎確保		(4)につ				修するための宿舎確保		
	に必要な家賃、礼金、契	<u>(4)について</u>	<u>NT</u>				に必要な家賃、礼金、契		
	約手数料、宿泊料等	2,000千円	10/10以				約手数料、宿泊料等		
	(2) 臨床研修に必要な		<u>内</u>				(2)臨床研修に必要な		_
	設備を整備するための						設備を整備するための		
	備品購入費等						備品購入費等		
	(3) 臨床研修医及び指								
	導医が使用する医療情								
	報検索システムの購入								
	<u>費等</u>								
	(4) 臨床研修プログラ								
	ムの作成に要する経費								
	(人件費、旅費、委託料								
	<u>等)</u>								

		新(改正案)					旧(現行)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
医業承継	(略)	医業承継バンクにより	(略)	(略)	医業承継	(略)	医業承継バンクにより	(略)	(略)
診療所施		マッチングされ、「初期			診療所施		マッチングされ、「初期		
設設備整		救急医療」 <u>または</u> 「在宅			設設備整		救急医療」 及び 「在宅		
備支援事		医療」の確保に寄与し、			備支援事		医療」の確保に寄与し、		
業		新規開業する診療所の			業		新規開業する診療所の		
		施設・設備整備に係る					施設・設備整備に係る		
		費用を補助する。医業					費用を補助する。医業		
		承継の日(建物売買契					承継の日 (建物売買契		
		約の日など)から1年以					約の日など)から1年以		
		内に <u>着手</u> されるものを					内に <u>実施</u> されるものを		
		対象とする。					対象とする。		
		 施設の改装にかかる費用等 医療機器の購入にかかる費用等 その他医業の承継にかかる費用 ※詳細については別に定める。 					 施設の改装にかかる費用等 医療機器の購入にかかる費用等 その他医業の承継にかかる費用 ※詳細については別に定める。 		
		なお、補助決定後5年					なお、補助決定後5年		

		新(改正案)					旧(現行)		
		を経過する前に当該診					を経過する前に当該診		
		療所が閉院となった場					療所が閉院となった場		
		合は、補助金の返還を					合は、補助金の返還を		
		求める場合がある。					求める場合がある。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)_	_(削除)_	(削除)	潜在看護	<u>病院</u>	非常時における応援看	200千円/病	10/10以
					<u>師等緊急</u>		護師等の確保を目的と	<u>院</u>	<u>内</u>
					時確保事		して実施する退職看護		
					<u>業</u>		師等に対する交流会、		
							研修会等の開催に係る		
							経費(報償費、旅費、需		
							用費、使用料及び賃借		
							料、役務費等)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
寄附講座	<u>(1)</u> 単独の	(1) 地域医療の研究と	(1) 上 限	<u>(1)</u> 10/	寄附講座	単独の	地域医療の研究と	上 限	10/
設置支援	市町村又	地域の医療機関の支援	30,000千円	10以内	設置支援	市町村又	地域の医療機関の支援	30,000千円	10以内
事業	は、複数の	を目的に県外の大学に			事業	は、複数の	を目的に県外の大学に		
	市町村等で	寄附講座を設置し、県	(2) 上 限	(2)2/3		市町村等で	寄附講座を設置し、県		
	構成される	内の公的又は中核的医	10,000千円	<u>以内</u>		構成される	内の公的又は中核的医		
	一部事務組	療機関に対し、常勤又				一部事務組	療機関に対し、常勤又		
	合等	は非常勤医師を派遣す				合等	は非常勤医師を派遣す		
		るために必要な寄附金					るために必要な寄附金		
		等					等		

		新(改正案)					旧(現行)		
(略) リテン用 成事業	(2) 医療機 関 (略) (略)	新(改正案) (2) 県内の専攻医の確保等を目的に県外の大学に寄附講座を設置し、県外から専攻医指導の常勤医師を招いするために必要な寄附金等(人件費を除く) (略) リアーションでであるが、アーションでであるが、アーションでであるがであるがであるがであるが、できないが、アーションではいますが、できないが、アーションではいますが、アーションができないが、アーションができないが、アーションができないが、アーションができないが、アーションができないが、アーションができないが、アージをはいいますが、アージを表している。 は、中では、アージを表している。 は、アージを表している。 は、アージ	(略) 500千円	(略)	(略) リテン用 成事業	(略)	(略) リハビリテーション従事者の資質向上を図るため、リハビリテーション様コンでリテーション機器に対する理解を深めるための研修会等に必要な次の経費。 (1) 研修会等に必要な賃金、報償費、旅費、需	(略) <u>(1)</u> 500千円	(略)
(略)	(略)	用料及び賃借料等 <u>)</u> (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	用費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料等 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		新(改正案)					旧(現行)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
理学療法	(略)	理学療法士等 <u>の職種</u> に	(略)	(略)	理学療法	(略)	理学療法士等に	(略)	(略)
士等医療		関する理解促進			士等医療		関する <mark>職種の</mark> 理解促進		
従事者確		のためのイベント開催			従事者確		のためのイベント開催		
保推進事		等に必要な報償費、旅			保推進事		等に必要な報償費、旅		
業		費、需用費、役務費、委			業		費、需用費、役務費、委		
		託料、使用料及び賃借					託料、使用料及び賃借		
		料等					料等		
専門研修	医療機関	専門研修プログラムの	2,000千円	10/10以					
プログラ		策定に必要な経費(人		<u>内</u>					
ム策定支		件費、旅費、委託料等)							
援事業									

(2) 介護施設等の整備に関する事業

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
介護施設	(略)	(略)	(略)	1/3以内
等におけ				
る新型コ				
ロナウイ				
ルス感染				

(2) 介護施設等の整備に関する事業

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
介護施設	(略)	(略)	(略)	2/3以内
等におけ				
る新型コ				
ロナウイ				
ルス感染				

		新(改正案)					旧(現行)		
拡大防止					拡大防止				
対策支援					対策支援				
事業					事業				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 介護人材確保対策事業

	(小) 中田 (八) 八八		I B mt - I I sat - 1 :	15-11
事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
地域にお	市町村	(略)	(市町村)	(市町
ける介護			3,000千円以	村)
のしごと			内で別に知	10/10 以
魅力発信			事が定める	内
事業			額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
介護未経	(略)	(1)(主催事業) 介護職	(1)60千円/	(略)
験者に対		員初任者研修の主催者	人以内	
				7

(3) 介護人材確保対策事業

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
地域にお	市町村、医	(略)	(市町村)	(市町
ける介護	療・介護団		3,000千円以	村)
のしごと	体、及び「地		内で別に知	10/10以
魅力発信	域における		事が定める	内
事業	医療及び介		額	(市町
	護の総合的		(市町村以	<u>村以外)</u>
	な確保の促		<u>外)</u>	<u>4/5以内</u>
	進に関する		<u>625千円以内</u>	
	法律」第二		で別に知事	
	条第3項、		が定める額	
	第4項に定			
	める施設等			
	を運営する			
	<u>法人</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
介護未経	(略)	(1)(主催事業) 介護職	(1)60千円/	(略)
験者に対		員初任者研修の主催者	人以内	

	新(改正案)			旧(現行)				
する研修	が定める受講料 <u>(事業</u>	(2)150 千円	する研修	が定める受講料	(2)150千円			
等支援事	者が研修機関に直接支	/人以内	等支援事		/人以内			
業	払った受講料又は従業	(3) <u>60</u> 千円	業		(3) <u>100</u> 千円			
	員が負担した受講料に	/人以内			/人以内			
	対して、当該従業員に	で別に知事			で別に知事が			
	支払った支給金)	が定める額			定める額			
	(2) (<u>主催</u> 事業) 介護福	(4) <u>150</u> 千円/		(2) (<u>派遣</u> 事業) 介護福	(4) <u>60</u> 千円/			
	祉士資格取得に係る実	人以内		祉士資格取得に係る実	人以内			
	務者研修の主催者が	(5 <u>)60</u> 千円/		務者研修 <u>へ</u> の <mark>派遣に必</mark>	(5) <u>70</u> 千円/			
	定める受講料 (事	人以内		要な需用費、負担金(事	人以内			
	業者が研修機関に直接	で別に知事		業者が研修機関に直接	で別に知事が			
	支払った受講料又は従	が定める額		支払った受講料又は従	定める額			
	業員が負担した受講料			業員が負担した受講料				
	に対して、当該従業員			に対して、当該従業員				
	に支払った支給金)			に支払った支給金)				
	(3) (派遣事業)			(3) 外国人介護職員が				
	介護職員初任			受講する介護職員初任				
	者研修 <u>への派遣</u> に必要			者研修 <mark>参加</mark> に必要				
	な需用費、負担金 <u>(研</u>			な需用費、負担金 <u>、委託</u>				
	修受講に直接係るも			料(事業者が研修機関				
	<u>(7)</u>			に直接支払った受講料				
				や委託料)				
				ただし(1)から(3)まで				
				についてはそれぞれ、				
				修了証明書等を交付さ				
				れた場合に限る。				

		新(改正案)					旧(現行)		
		(4) (派遣事業) 介護福					(4) (派遣事業) 介護	富	
		祉士資格取得に係る実					祉士国家試験受験の	<u>E</u>	
		務者研修への派遣に必					<u>めの学習</u> に	必	
		要な需用費、負担金(研					要な需用費、負担金(4	研	
		修受講に直接係るも					修受講に直接係る	£	
		の)					(D)		
		<u>ただし(1)から(4)まで</u>						_	
		についてはそれぞれ、						_	
		修了証明書等を交付さ						_	
		れた場合に限る。							
		(5) (派遣事業) 介護福					(5) (派遣事業) 介護	逼	
		祉士国家試験受験のた					祉士国家試験 実技免	<u>徐</u>	
		めの学習及び研修受講					のための介護技術講	<u> </u>	
		に必要な需					<u>受講のため</u> に必要な特別では	帮	
		用費、負担金(研修受講					用費、負担金(研修受調		
		に直接係るもの)					に直接係るもの)		
		ただし、(5)に					ただし、 <u>(4)及び</u> (5) l	۲	
		ついては、介護福祉士					ついては、介護福祉	士	
		国家試験の受験を要件					国家試験の受験を要何	牛	
		とし、交付に当たって					とし、交付に当たって	T	
		は合否の報告を求め					は合否の報告を求る	め	
		る。					る。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
多様な人	(略)	(略)	625千円/研	(略)	多様な人	(略)	(略)	625千円	(略)

	新(改正案)						旧(現行)		
材層に対		<u>修</u> 以内で別		材層	層に対			以内で別	
する介護		に知事が定		する	る介護			に知事が定	
人材キャ		める額		人本	オキャ			める額	
リアアッ		ただし、1法		リリフ	アアッ				
プ研修支		人につき申		プ 荷	肝修支				
援事業①		請できる研		援事	[業]				
		修は3つまで							
		<u>とする。</u>							
多様な人 (略)	<u>(1)</u> 中堅職員に対する	<u>(1)</u> 30千円/	<u>(1)</u> 4/5以	多核	兼な人	(略)	中堅職員に対する	30千円/	4/5以
材層に対	チームケアのリーダー	人以内	内	材層	層に対		チームケアのリーダー	人以内	内
する介護	として必要となるマネ	(2)150 千円	(2) 10/10	する	る介護		として必要となるマネ		
人材キャ	ジメント能力等の向上	<u>/人以内</u>	<u>以内</u>	人本	オキャ		ジメント能力等の向上		
リアアッ	に係る研修や、医療的	で別に知事		リフ	アアッ		に係る研修や、医療的	で別に知事	
プ研修支	ケア・認知症ケアなど	が定める額		プの	肝修支		ケア・認知症ケアなど	が定める額	
援事業②	に係る専門的な技術や			援事	季業②		に係る専門的な技術や		
	多職種協働のため必要						多職種協働のため必要		
	となる知識等を修得す						となる知識等を修得す		
	るための研修、各施設・						るための研修、各施設・		
	事業所における、介護						事業所における、介護		
	職員のキャリアアップ						職員のキャリアアップ		
	に係る助言・支援(人事						に係る助言・支援(人事		
	考課や賃金制度を含め						考課や賃金制度を含め		
	た職員面談等)を行う						た職員面談等)を行う		
	職員を育成するための						職員を育成するための		
	研修及び小規模事業者						研修及び小規模事業者		
	の共同による人材育成						の共同による人材育成		

	新(改正案)					旧(現行)		
	環境整備を行うための 研修 (2)認定介護福祉士養 成研修の受講に必要な					環境整備を行うための 研修 の受講に必要な		
	旅費、需用費、負担金 (研修受講に直接係る もの)					旅費、需用費、負担金		
多様な人 材層では がまれた。 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、	(1)喀痰吸引等研修(3) 号研修を除く)、ファーストステップ研修	(1)150 千 円 /人以内 (2)60千円/ 人以内 で別に知事 が定める額	(略)	多材す人リプ援	(略)	(1)喀痰吸引等研修、 で で で で で で で で で で で で で で で で で	(1)150 千 円 /人以内 (2)60千円/ 人以内 (3)30千円/ 人以内 で別に知事 が定める額	(略)

		新(改正案)					旧(現行)		
		を交付された場合に限					を交付された場合に限		
		る。					る。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>介護支援</u>	「地域にお	介護支援専門員の法定	60千円/人	10/10 以					
専門員資	ける医療及	研修(介護支援専門員	以内で別に	<u>内</u>					_
質向上事	び介護の総	実務研修、介護支援専	知事が定め						
<u>業</u>	合的な確保	門員専門研修、介護支	<u>る額</u>						
	の促進に関	援専門員再研修、介護							
	<u>する法律」</u>	支援専門員更新研修、							
	第二条第3	主任介護支援専門員研							
	項、第4項	修、主任介護支援専門							
	に定める施	員更新研修) の受講に							
	設等を運営	必要な旅費、需用費、負							
	する法人	担金 (研修受講に直接							
		<u>係るもの)</u>							
		ただし、修了証明書等							
		<u>を交付された場合に限</u>							
		<u>る。</u>							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
認知症ケ	(略)	<u>(1)</u> 介護サービス事業	<u>(1)</u> 625 千 円	(略)	認知症ケ	(略)	介護サービス事業	625千円	(略)
アに携わ		所の管理者等に対し	以内		アに携わ		所の管理者等に対し	以内	
る人材の		て、認知症ケアに必要	(2)30千円/		る人材の		て、認知症ケアに必要		
育成のた		な知識や技術などを習	人以内		育成のた		な知識や技術などを習		
めの研修		得させ、認知症高齢者	で別に知事		めの研修		得させ、認知症高齢者	で別に知事	
事業		に対する介護サービス	が定める額		事業		に対する介護サービス	が定める額	
		の質の向上を図るため					の質の向上を図るため		

	新(改正案)					旧(現行)		
	の研修の実施に必要な					に必要な		
	報償費、旅費、需用費、					報償費、旅費、需用費、		
	·					役務費、委託料、使用料		
	及び賃借料					及び賃借料		
	(2)(1)の研修の受講に							
	必要な旅費、需用費、負							
	担金 (研修受講に直接							
	係るもの)							
地域包括 (略)	<u>(1)</u> 地域包括ケアシス	<u>(1)</u> 625 千 円	(略)	地域包括	(略)	地域包括ケアシス	625千円	(略)
ケアシス	テムの構成要素である	以内		ケアシス		テムの構成要素である	以内	
テム構	生活支援の担い手やサ	(2)30千円/		テム構		生活支援の担い手やサ		
築・推進	ービスの開発等を行う	人以内		築・推進		ービスの開発等を行う		
に資する	人材(生活支援コーデ	で別に知事		に資する		人材(生活支援コーデ	で別に知事	
人材育	ィネーター)育成等の	が定める額		人材育		ィネーター)育成等の	が定める額	
成・資質	ほかそれを全体で調整			成・資質		ほかそれを全体で調整		
向上事業	する地域包括支援セン			向上事業		する地域包括支援セン		
	ター職員及び医療・介					ター職員及び医療・介		
	護連携を推進するため					護連携を推進するため		
	の人材(医師、歯科医					の人材(医師、歯科医		
	師、薬剤師、保健師、看					師、薬剤師、保健師、看		
	護師、PT、OT、S					護師、PT、OT、S		
	T、管理栄養士等)の資					T、管理栄養士等) の資		
	質向上に資する研修の					質向上を支援するため		
	実施に必要な報償費、					に必要な報償費、		
	旅費、需用費、役務費、					旅費、需用費、役務費、		
	委託料、使用料及び賃					委託料、使用料及び賃		

		新(改正案)					旧(現行)		
(略) (略) (略) 若手介護 職員交流 推進事業	(略) (略) (略) <u>市町村</u>	新(改正案) 借料 (2)(1)の研修の受講に 必要な旅費、需用費、負担金(研修受講に直接 係るもの) (略) (略) (略) (略) 若手介護職員(経験年数概ね3年未満)が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認するなど、若手介護職員の職職を防止するための取組の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、需用費及び	(略) (略) (略) 2,000千円以 内で別に知 事が定める 額	(略) (略) (略) <u>10/10 以</u> 内	(略) (略) (略)	(略) (略) (略)	(略) (略)	(略) (略) (略)	(略) (略) (略)
(略)	(略)	<u>賃借料</u> (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	:	新(改正案)						旧(現行)		旧(現行)					
離島・中市	<u> </u>	減少や高齢化が	3,000千円以	10/10 以											
山間地域		こ進んでいる離島	内で別に知	<u>内</u>						_ _					
等におけ	や中に	山間地域等におけ	事が定める							_					
る介護人	<u>る介記</u>	養人材の確保のた	<u>額</u>												
材確保支	め、														
援事業	<u>(1)</u> 地	域外からの就職													
	の促進	生(赴任旅費、引越													
	等に使	系る費用の助成)、													
	地域タ	トでの採用活動の													
	支援名	や先進自治体等か													
	<u>らの7</u>	アドバイザーの招													
	<u>~\\</u>														
	(2)介	護従事者の資質													
	<u>向上0</u>)推進													
	(3) 高	齢者の移動を支													
	援する	5担い手の確保の													
	取組0	り実施に必要な報													
	<u>償費、</u>	旅費、需用費、役													
	務費、	委託料、使用料及													
	び賃信	<u> </u>													
	•														
別表 2					別表 2										
事業名	事業者等名	補助対象	経費	補助率	事業名	事	業者等名	補助対象	経費	補助率					
(削除)	_(削除)_	_(削除)_		(削除)_	歯科衛生士	、歯 県歯	歯科医師会	再就職を希望する	歯科衛生士	10/10以内					
					科技工士()復		及び歯科技工士に	対する研修						
					職·再就業	支援		及び実習に必要な	(賃金、報償						

		新(改正案)				旧(現行)		
				事業		費、旅費、需用費、役務費、使 用料及び賃借料等		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(削除)	_(削除)_	(削除)	(削除)	ICTを活用した 地域医療ネッ トワークの基 盤整備事業	一般社団法人 福島県医療福 祉情報ネット ワーク協議会	補助事業者が運営する医療福祉情報ネットワークシステムの機能強化に必要な需用費、 委託料、備品購入費等	3/4以内	
地域医療支援 教員強化事業	<u>公立大学法人</u> 福島県立医科 <u>大学</u>	医師不足地域への支援を目的 として増員する地域医療支援 教員等の配置に必要な人件費	10/10以内					_
様式 第1号様式(第	3条関係)			様式 第1号様式(第	3条関係)			
		番	号 月 日			番 年	月	号日
福島県知事		住 所 法人名等 代表者 <mark>職氏</mark> 2	名	福島県知事		住 所 法人名等 代表者 <u>担当者名</u>	名	

** (=1\)	
新(改正案)	旧(現行)
	<u>電話番号</u>
福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付申請書 福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。 記	福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付申請書 福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金の交付を受けたいので、下記 のとおり申請します。 記
1 補助事業名	1 補助事業名
2 補助金交付申請額 金 円	2 補助金交付申請額 金 円
 3 添付書類 (1) 事業計画書(第2号様式) (2) 収支予算書(第3号様式) (3) その他 	 3 添付書類 (1) 事業計画書(第2号様式) (2) 収支予算書(第3号様式) (3) その他
4 本件責任者及び担当者 責任者氏名 担当者氏名 連 絡 先	
第2号様式(略)	第2号様式(略)
第3号様式(略)	第3号様式(略)
第4号様式(第6条関係)	第4号様式(第6条関係)

新(改正案)	旧(現行)
791		旧《紀刊》
	番 号 年 月 日	
	ナ カ ロ	
福島県知事		
	住 所 法人名等	
	代表者 <mark>職氏</mark> 名	
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
下記により福島県地域医療介護総	全事業変更(中止・廃止)承認申請書 合確保基金事業の事業計画を変更(中 金等の交付等に関する規則第6条第1 承認してくださるよう申請します。 記	福島県地域医療介護総合確保基金事業変更(中止・廃止)承認申請書 下記により福島県地域医療介護総合確保基金事業の事業計画を変更(中 止・廃止)したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1 項第1号(第2号)の規定により、承認してくださるよう申請します。 記
1 補助事業名		
2 補助金の交付決定年月日及び番	号	2 補助金の交付決定年月日及び番号
3 事業の変更(中止・廃止)の理	由	3 事業の変更(中止・廃止)の理由
4 事業の変更(中止・廃止)の内	容	4 事業の変更(中止・廃止)の内容

新(改正案) 旧(現行) 5 添付書類(変更の場合のみ) 5 添付書類 (変更の場合のみ) (1) 事業計画書(第2号様式) (1) 事業計画書(第2号様式) (2) 収支予算書(第3号様式) (2) 収支予算書(第3号様式) 第5号様式(第8条関係) 第5号様式(第8条関係) 年 年 月 月 日 福島県知事 福島県知事 住 所 住 所 法人名等 法人名等 代表者職氏名 代表者 名 担当者名 電話番号 福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金概算払請求書 福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金概算払請求書 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定の 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定の あった福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金について、下記のとお あった福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金について、下記のとお り概算払いにより交付してくださるよう請求します。 り概算払いにより交付してくださるよう請求します。 1 補助事業名 1 補助事業名 2 概算払請求金額 2 概算払請求金額

新(改正案)		旧(現行)
金 円		
3 添付書類		3 添付書類
第6号様式(第9条関係)		第6号様式(第9条関係)
	番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
福島県知事		福島県知事
	住 所 法人名等 代表者 <u>職氏</u> 名 ————	住 所 法人名等 代表者名 <u>担当者名</u> <u>電話番号</u>
福島県地域医療介護総合確保基金事業完了報告書 福島県地域医療介護総合確保基金事業について、下記のとおり完了 したので報告します。 記		したので報告します。記
(略)		
第7号様式(第10条関係)		第7号様式(第10条関係)

新(改正案)	旧(現行)
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
福島県知事	福島県知事
住 所 法人名等 代表者 <u>職氏</u> 名 ————	住 所 法人名等 代表者名 <u>担当者名</u> <u>電話番号</u>
福島県地域医療介護総合確保基金事業実績報告書 下記のとおり福島県地域医療介護総合確保基金事業を実施したので、福島 県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項及び福島県地域医療介護 総合確保基金事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を 報告します。 記	福島県地域医療介護総合確保基金事業実績報告書 下記のとおり福島県地域医療介護総合確保基金事業を実施したので、福島 県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項及び福島県地域医療介護 総合確保基金事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を 報告します。 記
1 補助金の交付決定年月日2 補助金交付決定額金 円	 補助金の交付決定年月日 補助金交付決定額 金 円
3 添付書類 (1) 事業実績書(第8号様式)	3 添付書類 (1) 事業実績書(第8号様式)

新(改正案)		旧(現行)	
(2) 収支精算書(第9号様式)			(2) 収支精算書(第9号様式)
(3) その他			(3) その他
第8号様式(略)			第8号様式(略)
第9号様式(略)			第9号様式(略)
第10号様式(第11条関係)			第10号様式(第11条関係)
	番	号	番 号
	年 月	日	年 月 日
福島県知事			福島県知事
· ·	所		住 所
	人名等		法人名等
	表者 <mark>職氏</mark> 名		代表者名
_			<u>担当者名</u>
_			
	+ A - L -		
福島県地域医療介護総合確保基金事			福島県地域医療介護総合確保基金事業は現場を表現している。
業仕入れに係る消費税相当額報		h 🕁	業仕入れに係る消費税相当額報告書 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定
年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定			日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
のあったこの事業について、福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記により報告します。			助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記により報告します。
助金文刊安桐第11米第1項の規定に基づさ、下記により報告します。 記		ソ o	助金文的安綱第11末第1項の規定に基づさ、下記により報告しより。 記
補助金の額の確定額	円		補助金の額の確定額 円

新(改正案)			旧(現行)
補助金の確定時に減額した 仕入れに係る消費税相当額(A)	円		補助金の確定時に減額した 仕入れに係る消費税相当額(A) 円
消費税の申告により確定した 仕入れに係る消費税相当額(B) 補助金返還相当額(B) - (A) (注)参考となる資料を添付すること。	円 円		消費税の申告により確定した 仕入れに係る消費税相当額(B) 円 補助金返還相当額(B) – (A) 円
2 本件責任者及び担当者責任者氏名担当者氏名連 絡 先			
第11号様式(第12条関係)		号日	第11号様式(第12条関係) 番 号 年 月 日
福島県知事			福島県知事
	住 所 法人名等 代表者 <mark>職氏</mark> 名 ————		住 所 法人名等 代表者名 <u>担当者名</u> <u>電話番号</u>

新(改正案) 旧(現行) 福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付請求書 福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付請求書 福島県から交付決定のあった年度福島県地域医療介護総合確保 福島県から交付決定のあった 年度福島県地域医療介護総合確保 基金事業補助金について、下記により交付してくださるよう請求しま 基金事業補助金について、下記により交付してくださるよう請求しま す。 記 記 (略) (略) 第12号様式(第13条関係) 第12号様式(第13条関係) 番 年 月 玍 月 \exists \exists 福島県知事 福島県知事 住 所 住 所 法人名等 法人名等 代表者職氏名 代表者 名 担当者名 電話番号 取得財産処分承認申請書 取得財産処分承認申請書 年度福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金により取 年度福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金により取 得した財産を下記により処分したいので、福島県補助金等の交付等に 得した財産を下記により処分したいので、福島県補助金等の交付等に 関する規則第18条第1項の規定により、承認してくださるよう申請 関する規則第18条第1項の規定により、承認してくださるよう申請

します。

します。

新(改正案)	旧(現行)	
記 1 品目	記 1 品目	
2 取得価格及び時価	2 取得価格及び時価	
3 取得年月日	3 取得年月日	
4 処分の方法	4 処分の方法	
5 処分の理由	5 処分の理由	
6 処分予定価格	6 処分予定価格	
7 本件責任者及び担当者 責任者氏名 担当者氏名 連 絡 先		
(注)別に指示する資料を添付のこと。	(注)別に指示する資料を添付のこと。	